昭和廿[illegible]年9月14日受付 13

二、

要求書

一、三協会ヲ[illegible]認ムルコト

二、他ノ労働組合ニ加入スル自由ヲ認ムルコト

三、解雇及退職手当

一項 会社ノ都合ニ依リ不得已解雇ノ場合ハ左ノ手当ヲ支給スルコト

勤続満六ケ月以下ハ日給三十日分

勤続満六ケ月以上一ケ月増ス毎ニ日給五日分宛増額

二項 公務死亡又ハ公傷ニ対シ日給三百六十五日分給与スルコト

三項 自己ノ都合ニ依ル退職協定

(イ) 年齢満五十年ニ達シタル後退職スル者ニシテ勤続満十年以上ノ者ハ第一項ノ全額

(ロ) 病気ノ為メ不得已者ト認メ退職セシムル者ニシテ勤続満六ケ月以上ノ者ハ第一項ノ全額、

(ハ) 前二号以外ノ理由ニ依リ退職スルモノニシテ勤続満六ケ月以上ノ者ハ第一項ノ半額

(ニ) 第一項ニ依ル協会ハ三十円 妻帯者ハ五十円 扶養家族者ハ五十円ヲ支給スルコト